

第50回国公女性交流集会

inLIVE 開催

女性協は6月5日(土)、「ひろげよう 共同の連帯の輪」をメインテーマに、「誰もが大切にされる社会をめざそう」をサブテーマに掲げ、第50回国公女性交流集会をオンラインで開催しました。

全国から150人を超える方々とオンラインでつながることができました。

記念講演では、法政大学 上西充子教授に「ジェンダー平等な働き方をめざして あなたを縛る「呪いの言葉」は何ですか?~みんなでこころのストレッチ~」と題して、日常にあふれる「呪いの言葉」から抜け出すためのヒントなど、パワーポイントを活用しながら、お話しいただきました。記念講演の動画は、組合員限定で視聴することができます。その際は女性協までご連絡ください。

5 一人で状況を抱え込ませる「呪いの言葉」

一見、もったらしい言葉が、相手の思考の枠組みを縛り、相手を心理的な葛藤の中に押し込み、問題のある状況を抱え込ませることにつながる。



「お母さんなんだから」 「嫌なら辞めればいい」 「みんな我慢してるんだから」

女性集
会の後半
は、記念

アトラクションとして、歴代女性専従役員からのメッセージを紹介するとともに、「これまでの歴史を振り返り これからの運動につなげよう」と50回に渡る交流集会の歴史や女性がたたかい勝ち取った制度を紹介しながら、オンラインアンケート

で参加者と交流しました。また、チャット機能を活用し、参加者同士の交流もできました。



↑←Zoomのスクリーンショットで記念撮影。うれしいことに実行委員以外の男性参加者もちらほら

(ちょっと「チャット」を紹介)

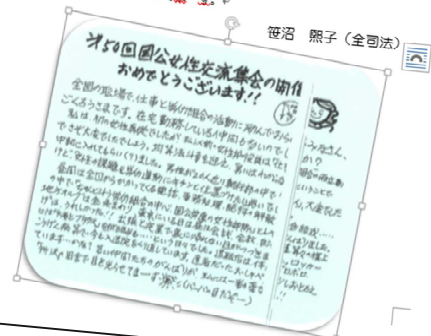
- ・集会に参加できたのはzoomだから。皆さんと交流できてよかったです。
- ・リアルとzoomのそれぞれの良さを活かして交流できたと思います。



第50回記念アトラクション

第50回国公女性交流集会の開催 おめでとうございます!!

全国の職場で、仕事と労働組合の活動に励んでおられるみなさん、ごろうさ
ます。在勤勤務している仲間も多いのでしょうか？
私は、初の女性専従でしたが、私以前の女性協役員は「仕事と組合の両立」で
させ大変でした。均等法競争を逆さ、「男にはわからない」ということ
で中軌に入れてもらい(？)ました。男性が20人近い執行部の中で「1人」、
大変でしたけど、「女性の課題を労働運動にキチンと位置付けたい」思いでした。
産婦は全国からかかってくる電話、事務処理、経理の解散、組合結成……
の中で「ちゃんと闘う労働組合の中心に国公労連の女性部設」としてがんばりま
した。
地方オリーブは全県まわり、東京にいる日は産婦会議、全教、自治労連等々の旗
上げは、うれしかった!!出張と夜業で家に帰れない日がつづきました。ロッカ
ーには「下着とブラウス」を何組も……という日々でした。退職後は、体
がボロボロ。こうげん病等で今も入院を繰り返しています。逢きだっおしゃ
べりは少しおとろえています……かな？
若い仲間たちのがんばりが、私には一番の薬なの!!
「所沢」の田舎で目を光らせてまーまー。



歴代女性専従役員メッセージ 紹

←初の女性専従の笹沼 照子（全司法出身・1984年～1996年）さんからのメッセージです。FAXで手書きのメッセージをいただきました。

「若い仲間たちの頑張りが、私には一番の薬なの!!」と体調が芳しくない中、メッセージを寄せてくださいました。

笹沼さん以外にも

- ・ 伍 淑子さん（全労働・1995年～2001年）
- ・ 武城順子さん（全国税・1997年～1999年）
- ・ 阿部春枝さん（全運輸・2000年～2009年）
- ・ 廣瀬由美さん（国交労組・2011年～2012年）

からメッセージをいただきました。

ありがとうございました。

これまでの歴史を振り返り これからの運動につなげよう

「女性交流集会及び運動等の軌跡」として、パワーポイントを使いながら、これまでの特徴的な集会和、集会が国公女性にとって安心して働き続けるための要求実現にむけて、意思統一を行い、運動を広げる役割を果たしてきたことなどが紹介されました。

また、運動の成果として「育児休業制度」ができてきた経緯を紹介しました。

1976 (S51)年 育児休業法施行((女子教員・看護婦・保母に適用)
1991 (H 3)年 「国家公務員の育児休業に関する法律」成立(翌年4月施行)
・ 生後1才までの子を養育する男女国家公務員に適用
・ 休業中は無給 共済掛金等の免除なし、地方税も持ち出し
・ 代替要員の確保、原職復帰、本人選択の3原則は保障
・ 休業期間の1/2を動続加算
・ 1日2時間を限度とした部分休業の新設
1995 (H 7)年 育児休業給付 共済短期から給付
休業中の共済掛け金免除、住民税の延納
・ 育休取得期間中25%の所得保障 (育児手当金：毎月20%支給し残りは復職6ヶ月後に一括支給)
・ 共済掛金本人負担分の免除
・ 住民税の納税猶予(職場復帰後納付)

参加者アンケートでは、

「当たり前前の制度とっていたが、先輩がたが勝ちとってきた制度であることがわかりました」「メッセージに感動しました」「次は集会で」「オンラインでもアンケートがあって、参加している感じがした」などの感想が寄せられました。次回の集会の参考にしたいと思います。

☆☆☆ お礼 ☆☆☆

女性交流集会開催にあたり、物販にご協力いただき、ありがとうございました。また、売り切れなどで、商品変更にご協力いただき、ありがとうございました。

「編集後記」女性集会開催から「女性協NEWS」の発行が遅くなり、大変申し訳ありません。発行体制を整備し、スピード発行に努めます。